令和9年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）

令和8年11月17日 地方財政審議会

第一　今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

○　人口減少や、AIをはじめとする技術革新、カーボンニュートラルの実現などの**経済社会構造の変化は、地方税制にも大きな影響を及ぼす**と考えられ、中長期的な視点から地方税制のあり方について検討を行うとともに、**新たな課題に対しては時宜に応じた対応が必要**

○　**国の政策目的のための税負担軽減措置等**について、政策効果が低いものは廃止するなど**真に必要なものに限る**べき。また、**持続可能な地方税財政基盤を構築するために地方税の充実確保を図る**とともに、**税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する**ことが重要

第二　令和9年度地方税制改正等への対応

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

○　東京都も含めた我が国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠である。骨太方針2026も踏まえ、都市も地方もお互いに支え合うという基本的な考えに立ち、**偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、令和9年度税制改正において具体的な取組を講じる**べき

個人住民税

○　**個人住民税における基礎控除等のあり方**については、**「地域社会の会費」的な性格や地方税財源への影響等を踏まえ**、引き続き**丁寧な議論を行う**ことが必要

○　ふるさと納税について、地方団体からの手数料への上限設定などの制度見直しを求める声を踏まえると、**ポータルサイト手数料の縮減を図るため、実効性のある対応策の検討を進める**べき

地方法人課税（収入金額課税）

○　**収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年、外形標準課税として定着。電気・ガス供給業は、**法人の経営状況に関わらず多大な行政サービスを受益していることや、十分な競争環境にないこと等を踏まえ、**収入金額課税を堅持し、地方税収を安定的に確保すべき**

自動車関係諸税（車体課税）

○　自動車税・軽自動車税については、**現行の総排気量に応じた課税方式を維持しつつ、新たに電気自動車等を対象とした車両重量に応じた課税方式を組み入れる**などの新たな税負担の仕組みについて検討し、結論を得ることが必要。その際、地方団体における財源の将来に向けた安定的な確保や脱炭素化への貢献などに留意すべき

固定資産税等

○　負担水準が下落し据置ゾーンを下回る土地が増加するなど、**負担水準のばらつきが拡大**することが見込まれることから、**令和9年度税制改正においては、負担水準の均衡化を着実に進める**べき

○　**固定資産税や不動産取得税の特例措置**については、**真に必要な場合に限る**べきであり、政策目的・効果等を十分に検証した上で見直しが必要

財源確保

○　**自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分**について、**安定財源を確保するための具体的な方策を検討**し、それまでの間、国の責任において手当を行うべき

○　**軽油引取税等の当分の間税率の廃止に伴う減収分**について、地方の**安定財源を確保するための具体的な方策を検討**し、**令和9年度税制改正において結論を得る**ことが必要

地方税務手続のデジタル化・効率化の推進、その他の諸課題

○　地方税関係通知のうち、**納税証明書等**について、**電子的に送付できる仕組みの更なる検討を進める**べき

○　**個人事業税**について、**国内に事務所等を有しない非居住者が不動産貸付業等を行う場合に課税できない現行制度を見直す**べき

○　法定外税に係るこれまでの地方団体との協議の内容や協議件数の増加を踏まえ、**総務大臣の同意要件について**、同一の課税客体（物、行為等）に対しては公平に課税することなどの留意点等が遵守されるよう、**同意要件の明確化の観点から必要な措置を検討する**べき